

物品調達契約 普通乗用自動車（ＳＵＶまたはミニバン）タイプに係る一般競争入札の実施について

秋田県産業労働部公営企業課における物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、公告する。

令和７年１１月１０日

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札に付する事項

- （１） 購入物品名及び数量 普通乗用自動車（ＳＵＶまたはミニバン）タイプ １台
- （２） 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- （３） 納 入 期 限 令和８年３月２７日（金）
- （４） 納 入 場 所 秋田市山王三丁目１番１号（秋田県産業労働部公営企業課）

２ 入札に参加する者に必要な資格

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３） 秋田県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （４） 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第６条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- （５） 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

３ 契約条項を示す場所等

- （１） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号０１０－８５７２ 秋田市山王三丁目１番１号
秋田県産業労働部 公営企業課 企業総務チーム
（電話０１８－８６０－５０１１）

（２） 入札説明書の交付方法

秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日を除き、令和７年１１月１０日（月）から令和７年１１月１７日（月）の午前９時から午後５時までの期間、上記（１）の場所において随時交付する。

４ 入札執行の日時及び場所

令和７年１１月２５日（火）午前１０時００分
秋田市山王三丁目１番１号 秋田県庁第２庁舎６階
秋田県産業労働部公営企業課内 会議室

５ 入札保証金

秋田県公営企業財務規程（昭和４３年秋田県公営企業管理規程第６号。以下「規程」という。）第５８条から第６１条までに規定するところによる。

６ その他

（１） 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２） 入札の無効 規程第６４条に規定するところによる。

（３） 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより決定する。

（４） 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

（５） その他 詳細は、入札説明書による。